

## 第2章 詳細設計・入札

### 7. 談合情報が寄せられた場合の対応について

談合情報が寄せられた場合は、発注者である被援助国関係機関にその情報を伝えるとともに、日本国内の公共事業における談合情報に対する一般的な取り扱いを説明し、発注者(被援助国)の対処方針を確認してください。また、一連の情報についてJICAにも遅滞なく報告してください。

なお、対処策としては、以下のようなものとなることが一般的です。

- 1) 入札に先立ち、発注者(被援助国)が入札参加者全員に事情聴取を行う。
- 2) この事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札会の延期・取りやめの措置をとり、その後の対応についてJICAと協議を行なう。
- 3) 事情聴取の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、全入札者から「談合行為を行っていない」旨の誓約書の提出を求める(提出は任意であることを確認する)。  
なお、誓約書の提出時には、「談合があった事実が後日判明した場合には入札を無効とする」旨の口頭注意を行うことや、「入札会での第1回目の開札前に、全入札者から工事費等の内訳書の提示を求め、談合の形跡がないか入念にチェックする」ことも必要となります。